

# 令和2年第10回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年10月28日(水)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、第3会議室
開 会	令和2年10月28日(水) 15時01分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 9人 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員 10番 村瀬 和樹 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

付議事項	議案第1号 議案第2号  専決第1号 専決第2号 専決第3号  その他	農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について  公共転用届について
------	--	--

<p>開会</p> <p>( 1 5 : 0 1 )</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>		<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第10回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第10回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に8番の萩野 章 委員と、9番の田口 菜穂美 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>31番と32番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>31番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進西中学校から北東に約440メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は246㎡です。</p> <p>申請者は、夫と子供2人の4人で平成27年から赤池五丁目の借家に居住していますが、子供の成長とともに手狭になり、将来の家族計画を踏まえ、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地選定にあたり、自己所有地はないため両親の所有地から候補地を検討しました。</p> <p>父は、名古屋市内の市街化区域に土地を数筆所有しておりますが、いずれもアパート敷地又は倉庫敷地として賃貸しております。</p> <p>また、母には、共有である実家敷地しかないためやむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>排水については、汚水は西側の汚水最終柵に集水した後下水道へ放流し、雨水は西側の既設道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われまます。</p> <p>続きまして、32番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、あかいけ屋下保育園から東に約130メートルの位置に所在しており、現況は田で、米の栽培を行っており、面積は1,466㎡です。</p> <p>申請者は、平成8年に会社設立し、日進市内で自動車やオートバイの販売、修理及び定期点検のあっせん事業を行っております。</p> <p>主力事業である自動車の販売は、オークション等で車両を仕入れ、販売を行っているため、仕入れた車両を保管する場所の確保が必須となっております。現在、東郷町で賃借している借地は、返却の申し出があるため、新しい車両置場用地を探しており、今回の申請に至りました。</p>
--	--	--

議長  
事務局

長年、車両の出張修理を依頼している方が赤池町屋下で店舗を開業する話があり、店舗周辺で土地を探していたところ他に適地はなく、申請地の土地所有者から同意を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。

排水については、雨水は表面を砕石で埋立てをして自然浸透させ、申請地北側に余水吐として設けた集水柵に集水し北側水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

31番と32番の案件について、事務局に補足説明を求める。

受付番号31番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。

農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。

第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年12月1日から令和3年6月30日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。

農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。

第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。

第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。

続きまして、受付番号32番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は車両置場として利用するものです。

農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、3種農地であるため支障ありません。

第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

<p>議長 委員</p>	<p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年12月10日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>32番の案件について、現在東郷町で賃借している車両置場の返却理由は何か。</p>
<p>事務局 委員 事務局</p>	<p>土地所有者が、現在事業者が賃借している東郷町の車両置場を使用し、別の事業を計画しているため、土地の返却を要請されています。</p> <p>現在賃借している、東郷町の車両置場の面積はどれくらいか。</p> <p>具体的な面積の聞き取りはしていませんが、現状の車両の保有台数は50台程度であり、申請の台数と同等程度です。</p>
<p>委員 事務局 議長</p>	<p>申請地は水稻を栽培しているか。</p> <p>現在は何も栽培しておらず、保全管理をしている状況です。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案の説明を求める。</p> <p>12番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、赤池駅から北東に約350メートルの位置にある2筆になります。</p> <p>この生産緑地は、浅田町茶園に居住している申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続きまして、13番の案件について説明します。</p> <p>申請地は中部保育園から南東に約180メートルの位置に2筆、日進西高校から北西に約540メートルの位置にある1筆の合計3筆になります。</p>

	<p>この生産緑地は浅田町平池に居住している申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>主たる従事者の意味は、主に所有者が耕作していたことを指すのか、所有者を中心として家族で耕作をしていたことを指すのか教えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>主たる従事者の判断については、実態は、所有者のみで農地の管理をしているのではなく家族で管理をしていたと思われませんが、生産緑地の主たる従事者の証明においては土地所有者を対象に申請を促しています。</p>
<p>議長</p>	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 4条届出 1件  専決2号 5条届出 12件  専決3号 18条届出 1件</p>
<p>議長</p>	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>公共転用届について 1件</p>
<p>議長</p>	<p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>・ 次回の農業委員会  (令和2年11月26日(木))  午後3時 本庁舎4階第1会議室)</p>
<p>議長 (15:27)</p>	<p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議事録署名者 8番委員

議事録署名者 9番委員